

「牛深高等学校を核とした地域の未来づくりコンソーシアム」規約

（名称）

第1条 本会の名称は「牛深高等学校を核とした地域の未来づくりコンソーシアム」（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、牛深・河浦地域が有する豊かな地域資源と教育力を結集し、「この地域に託したら人が育つ」と信頼される教育環境を構築することを目的とする。

2 前項の目的達成のため、牛深高等学校、地域の教育機関（幼稚園、保育園、小学校、中学校）、まちづくり団体、地域住民、企業、および天草市等が参画するコンソーシアムを形成し、地域全体で次世代を担う人材を育成するとともに、高校を核とした選ばれる地域づくりと持続可能な地方創生を推進する。

（事業）

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 牛深・河浦地域における人材育成基盤の構築に関すること（地域全体を学びの場とし、地域住民や企業が参画する「人が育つ地域づくり」の取組）
- (2) 牛深・河浦地域の初等中等教育との連携に関すること（幼保小中高の連携協働による一貫した人材育成と地域への愛着を育む取組）
- (3) 牛深高等学校の魅力化に関すること（地域課題解決学習等の特色ある教育プログラムの開発と学校存続・発展に向けた取組）
- (4) 牛深高等学校の情報発信・生徒募集に関すること（高校および地域の教育力を一体的に発信し、地域のファンを増やすプロモーションの取組）
- (5) その他、コンソーシアムの目的達成に必要な事項

（組織）

第4条 コンソーシアムは、次の組織体制とする。

- (1) 「役員会」は構成団体の代表者をもって構成し、事業計画や予算など、運営に関する重要事項を審議・承認する。
- (2) 「部会」を置き、第3条に規定する具体的事業を行う。
- (3) 「事務局」を置き、連絡調整を行う。

（役員会）

第5条 役員会の構成団体は、別紙に定めるところによる。

2 役員会に次の役職を置く。会長、副会長は役員の互選によりこれを定める。任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役職の職務)

第6条 役員会における役職の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、コンソーシアムを代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、職務を代理する。

(役員会の運営)

第7条 役員会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 役員会は会長が招集する。
- (2) 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開催できない。
- (3) 役員会の議事進行は、会長が行う。
- (4) 役員会の議事は、出席者の3分の2以上の同意で決する。
- (5) 役員会は、必要に応じて有識者を招聘し、助言や指導を受けることができる。
- (6) 会長の事前承認を得ることで、役員会を傍聴することができる。

(部会)

第8条 部会の運営については、次のとおりとする。

- (1) 第2条の目的を達成するために、第3条の事業を行うための部会を設ける。
- (2) 各部会には、部会を代表する部会長を1名置く。
- (3) 部会で協議された内容は、役員会で報告しなければならない。

(事務局)

第9条 事務局は、牛深高校および天草市において担い、コンソーシアムの事務を処理する。

(規約の変更等)

第10条 この規約は、役員会の承認を得て変更することができる。

附則 この規約は、令和8年3月11日から施行する。